

利尻富士町感染防止対策継続支援金事業 Q & A

(目的について)

Q 1 : この支援金の目的を教えてください。

A 1 : この事業は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町内の経済活動再開にあたり、「新しい生活様式」を取り入れていく必要があるため、町内事業者にも、感染防止策を「業種別ガイドライン」にもとづき、継続して実施していただくための支援金です。

(対象者について)

Q 2 : 北海道の休業要請に基づき休業し、北海道の支援金を申請していますが、この支援金も対象になりますか。

Q 2 : この支援金は、北海道の休業要請を行わない施設で、適切な感染防止対策の協力を要請する施設の中から町が対象業種を決め支援するものですので、北海道の支援金受領者は対象になりません。

(支援金額について)

Q 3 : 利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金の申請を行いました。この支援金の対象になりますか。

A 3 : 利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金の申請者には15万円の支援金をおこなうこととしております。本支援金は宿泊業者には30万円、食事提供等その他協力要請施設には20万円を支援することとしておりますので、不足分を追加して支援金を交付する予定です。

Q 4 : 町内にて複数の事業所を営営していますが、それぞれ対象になるのですか。

A 4 : 事業者単位で支援するものですので、複数の事業所を営営していても一事業者分として定額を支援いたします。(例えば建設業と飲食業を営営している場合、20万円の支援金となります。)

(交付要件)

Q 5 : 複数の事業所を営営していますが、全ての事業所で感染防止対策を行う必要がありますか。

A 5 : 全ての事業所において感染防止対策の実施が支援の条件となります。

Q 6 : 継続して実施とありますが、いつまで行えば良いのでしょうか。

A 6 : いつまた感染の波が来るかわからない状況にありますので、国及び道の方針に基づき感染防止対策が必要な期間はお願いすることになります。